

## 滋賀県再生可能エネルギー等導入推進基金有識者会議設置要綱

### (目的)

- 第1条 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金）を原資とした滋賀県再生可能エネルギー等導入推進基金事業（以下「基金事業」という。）の審査の透明性を確保し、効率的な事業推進に資するため、「滋賀県再生可能エネルギー等導入推進基金有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置する。
- 2 有識者会議は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。
- (1) 基金事業に係る事業計画に関すること。
  - (2) 基金事業に係る事業実績に関すること。
  - (3) 前各号に定めるもののほか、基金事業の実施に関し必要な事項。

### (構成)

- 第2条 有識者会議は、別表に掲げる委員で構成する。
- 2 委員は次に掲げる者から県民生活部長が任命する。
- (1) 学識経験を有する者
  - (2) その他適当と認める者

### (委員の任期)

- 第3条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

### (座長)

- 第4条 有識者会議に座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選によって定める。
  - 3 座長は、有識者会議の議長として会議の進行を行う。
  - 4 座長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ、その指名する委員が座長を代理する。

### (会議)

- 第5条 有識者会議は、県民生活部長が招集する。
- 2 県民生活部長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
  - 3 県民生活部長が、やむを得ない事情があると認める場合には有識者会議を持ち回りにより開催することができるものとする。

### (運営)

- 第6条 有識者会議の運営に必要な事務は、県民生活部エネルギー政策課において処理する。

### (委任)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、県民生活部長が定める。

### 付 則

- この要綱は、平成25年7月23日から施行する。  
この要綱は、平成27年4月27日から施行する。  
この要綱は、平成28年4月7日から施行する。

別 表

再生可能エネルギー等の専門家	1名
地域防災、都市インフラ等の専門家	1名
温暖化対策、環境保全等の専門家	1名